

# 平成 29 年定例会 2 月定期議会 教育民生常任委員会調査報告書

○委員会報告（12月1日）…………… -3-  
所管事務調査 1. 12月定期議会中の委員会における調査事項について

○委員会報告（12月6日）…………… -4-  
所管事務調査 1. 12月定期議会上程議案について（教育委員会）  
2. 補正予算について（教育委員会）  
3. 体育施設の増設を求める要望書について

○委員会報告（12月7日）…………… -8-  
所管事務調査 1. 12月定期議会上程議案について（市民生活部）  
2. 補正予算について（市民生活部）  
3. （追加議案予定）工事請負契約の締結について  
4. 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行  
制度継続を求める意見書の採択を求める陳情書について  
5. 補正予算について（医療局）  
6. 米谷病院建設事業について  
7. 委員会報告書について

○委員会報告（1月13日）…………… -14-  
所管事務調査 1. 米谷病院建設事業について  
2. 登米市医学生奨学金等貸付条例の改正について

平成 29 年 3 月 8 日  
教育民生常任委員会



## 教育民生常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間 平成 28 年 12 月 1 日（木） 午後 4 時 30 分～午後 4 時 55 分
2. 場 所 登米市役所迫庁舎 第 2 委員会室
3. 事 件  
(1) 12 月定期議会中の委員会における調査事項について
4. 参 加 者 委員長 關 孝、副委員長 熊谷 和弘、  
委 員 浅野 敬、佐々木 一、佐藤 尚哉、伊藤 栄、田口 政信、  
相澤 吉悦  
  
(事務局) 主査 主藤 貴宏
5. 概 要

### (1) 12 月定期議会中の委員会における調査事項について

---

12 月定期議会の所管事務調査について、下記のとおり決定した。

#### 【平成 28 年 12 月 6 日（火）】

- 12 月定期議会上程議案及び補正予算について（教育委員会）
- 体育施設の増設を求める要望書について

#### 【平成 28 年 12 月 7 日（水）】

- 12 月定期議会上程議案及び補正予算について（市民生活部）
- 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情書について
- 補正予算について（医療局）
- 米谷病院建設事業について
- 委員会報告書について

## 教育民生常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間 平成 28 年 12 月 6 日（火） 午後 1 時 33 分～午後 4 時 30 分
2. 場 所 登米市役所迫庁舎 第 2 委員会室
3. 事 件
  - (1) 12 月定期議会上程議案について《教育委員会》
  - (2) 補正予算について《教育委員会》
  - (3) 体育施設の増設を求める要望書について
4. 参 加 者 委員長 關 孝、副委員長 熊谷 和弘、  
委 員 浅野 敬、佐々木 一、佐藤 尚哉、伊藤 栄、田口 政信、  
相澤 吉悦  
  
(教育委員会教育部) 部長 志賀 尚、次長兼教育総務課長 伊藤 隆敏、  
生涯学習課長 佐藤 嘉浩、文化財文化振興室長 佐藤 貞光  
  
(事務局) 主査 主藤 貴宏
5. 概 要
6. 所 見 (別紙のとおり)

### (1) 12 月定期議会上程議案について《教育委員会》

#### ○概 要

教育委員会所管の 12 月定期議会上程議案について調査を行った。

#### ○指定管理者の指定について

#### 【登米総合体育館、登米総合運動公園及び登米武道館】

募集の方法	公募
指定の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日まで
団体の名称	とよまスポーツクラブ蔵っこ
管理業務内容等	施設の利用許可、利用料金、施設及び設備の維持管理、施設運営等に関する業務

指定の理由	<p>当該施設の所在する地域を拠点とする社会体育団体であり、体育施設の効用を発揮し、適切な管理運営を安定的に実施する能力と体制を備えている。</p> <p>また、有資格者を配置し、各年代層に適した各種スポーツ教室やイベントの開催により健康増進を図ることとしていることから、サービスの向上と利用者満足度の高い効率的な管理運営が期待できる。</p>
以前の指定期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

【米山体育館、吉田運動場及び中津山運動場】

募集の方法	公募
指定の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日まで
団体の名称	よねやまスポーツクラブ
管理業務内容等	施設の利用許可、利用料金、施設及び設備の維持管理、施設運営等に関する業務
指定の理由	<p>当該施設の所在する地域を拠点とする社会体育団体であり、体育施設の効用を発揮し、適切な管理運営を安定的に実施する能力と体制を備えている。</p> <p>また、利用者の意見を積極的に取り入れ、ニーズに対応したスポーツ活動を実践し、地域住民の心身の健康と青少年の健全な発達、育成を図ることとしていることから、サービスの向上と利用者満足度の高い効率的な管理運営が期待できる。</p>
以前の指定期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

【南方武道伝承館、南方総合運動場及び南方中央運動広場】

募集の方法	公募
指定の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日まで
団体の名称	～いきいき健康づくり～スポーツクラブみなみかた
管理業務内容等	施設の利用許可、利用料金、施設及び設備の維持管理、施設運営等に関する業務
指定の理由	<p>当該施設の所在する地域を拠点とする社会体育団体であり、体育施設の効用を発揮し、適切な管理運営を安定的に実施する能力と体制を備えている。</p> <p>また、地域との連携を密にし、健康増進のためにニーズに対応したスポーツ大会やスポーツ教室を積極的に開催することとしていることから、サービスの向上と利用者満足度の高い効率的な管理運営が期待できる。</p>
以前の指定期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

【東和総合運動公園】

募集の方法	公募
指定の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで
団体の名称	錦織地域振興会
管理業務内容等	施設の利用許可、利用料金、施設及び設備の維持管理、施設運営等に関する業務
指定の理由	<p>当該施設の所在する地域のコミュニティ活動を実践し、これまでも当該施設の管理を受託している団体であり、体育施設の効用を発揮し、適切な管理運営を安定的に実施する能力と体制を備えている。</p> <p>また、地域コミュニティで組織している団体であることから、地域住民と連携してニーズに対応した事業を実践し、市民の心身の健全な発達と健康増進を図ることとしていることから、サービスの向上と利用者満足度の高い効率的な管理運営が期待できる。</p>
以前の指定期間	—

【高倉勝子美術館】

募集の方法	公募
指定の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで
団体の名称	株式会社とよま振興公社
管理業務内容等	施設の利用許可、利用料金、施設及び設備の維持管理、施設運営等に関する業務
指定の理由	<p>当該施設の所在する地域で指定管理者として、とよま観光物産センター及び歴史資料館 5 施設等の運営をしており、施設の特性を理解し、適切な管理運営を安定して実施する能力と体制を備えている。</p> <p>利用者が低迷している状況の中、共通入館券の導入等により、現在管理している施設とともに、トータルで「みやぎの明治村」という観光地を運営することで利用者数の増加が期待できる。</p> <p>また、学芸員の配置によるサービスの向上と観光ガイドなどとの連携により、当該施設のみならずその他の歴史資料館への利用者を誘導し、相乗効果による施設利用の促進を図ることなどの事業計画が優れており、文化振興が期待できる。</p>
以前の指定者等	<p>一般社団法人登米市観光物産協会</p> <p>平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日</p>

**〇所見**

指定管理者の指定にあたっては、施設の修繕要望が多く出されている。整備計画に基づき修繕を進めているが、要望に追いつけない状況にある。特に、運動場などのトイレの整備については、集中的に整備を進めるよう取り組まれない。

## (2) 補正予算について (教育委員会)

### ○概 要

教育委員会所管の事務事業に係る 12 月補正の内容について調査を行った。

### ○事業内容

#### ①【小学校管理運営費】

**登米小学校改修・修繕事業に要する経費 補正額 1,750 千円**

・暖房設備設置工事実施設計業務委託料

登米小学校における暖房設備について、これまで修繕によって対応してきたが、それも限界に達し、今年度においてはブルーヒーターを使用して授業などを行って来た。

来シーズンから新しい暖房設備で授業ができるよう設計業務を補正し、その設計額を基に工事費を当初予算に計上予定。

**特別支援学級整備事業に要する経費 補正額 2,554 千円**

・工事請負費

錦織小学校において、来春に障がいをもった児童が入学すること。また、東郷小学校においては、進級に伴い特別支援室が 1 階から 2 階へ移動となることから、それぞれ必要な改修を行うため補正するもの。

#### ②【中学校管理運営費】

**特別支援学級整備事業に要する経費 補正額 1,761 千円**

・工事請負費

新田中学校において、来春に障がいをもった生徒 2 名が入学することから、特別支援室を間仕切りするなど必要な改修を行うため補正するもの。

## (3) 体育施設の増設を求める要望書について

### ○概 要

とめ漕艇協会ほか 3 団体から提出された「体育施設の増設を求める要望書」について、要望事項の実現性を執行部に確認したところ、「長沼ボート場の整備は教育委員会としても必要との認識であり、前向きに検討する」とのことだった。

その後、委員にて取扱いを協議した結果、今回は配布にとどめ、今後も必要に応じて調査することとした。

## 教育民生常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間 平成 28 年 12 月 7 日（水） 午前 10 時～午後 2 時

2. 場 所 登米市役所迫庁舎 第 2 委員会室

3. 事 件

### 【市民生活部】

- (1) 12 月定期議会上程議案について
- (2) 補正予算について
- (3) (追加議案予定) 工事請負契約の締結について
- (4) 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情書について

### 【医 療 局】

- (5) 補正予算について
- (6) 米谷病院建設事業について

(7) 委員会報告書について

4. 参 加 者 委員長 關 孝、副委員長 熊谷 和弘、  
委 員 浅野 敬、佐々木 一、佐藤 尚哉、伊藤 栄、田口 政信、  
相澤 吉悦

(市民生活部) 部長 新井 誠志、次長 佐藤 浩、  
次長兼少子化対策推進監 千葉 ますみ、  
次長兼福祉事務所長 加藤 均、環境事業所長 千葉 祐宏、  
市民生活課長 佐藤 豊、副参事兼課長補佐 富士原 孝好、  
環境課長 佐藤 幸子、国保年金課長 金澤 正浩、  
生活福祉課長 田村 啓峻、子育て支援課長 鈴木 文男、  
長寿介護課長 永浦 広巳、クリーンセンター兼衛生センター所長 末永 隆

(医療局) 医療局長兼登米市民病院長 松本 宏、  
次長兼経営管理部長兼登米市民病院事務局長 大森 國弘、  
総務課長兼登米市民病院事務局次長 千葉 裕樹、  
総務課課長補佐 武田 康博、  
企画課長兼登米市民病院事務局次長 阿部 桂一、  
企画課財政係長 鈴木 広幸、企画課企画係長 遠藤 林市、  
医事課長兼登米市民病院事務局次長 照井 正樹、  
米谷病院事務局長兼上沼診療所事務局長 阿部 裕、  
豊里病院事務局長兼豊里老人保健施設事務局長兼津山診療所事務局



長兼登米市訪問看護ステーション事務局長 菅原 登、  
登米診療所事務局長兼よねやま診療所事務局長 本間 利政

(建設部) 部長 中津川 源正、  
営繕課長 (併) 医療局経営管理部企画課技術参事 小野寺 友生

(事務局) 主査 主藤 貴宏

5. 概 要

6. 所 見 (別紙のとおり)

(1) 12月定期議会上程議案について (市民生活部)

○概 要

教育委員会所管の12月定期議会上程議案について調査を行った。

○指定管理者の指定について

【登米市児童発達支援センターこじか園】

募集の方法	非公募
指定の期間	平成29年4月1日～平成34年3月31日まで
団体の名称	社会福祉法人恵泉会
管理業務内容等	児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業、障害児日中一時支援事業、施設及び設備の維持管理等に関する業務
指定の理由	登米市内において主に福祉施設を運営している法人で、障がい児支援に対する高い専門性を有し、適切な管理運営を安定的に実施する能力と体制を備えている。 また、職員の人材育成に人材育成に関する取組が充実しており、より良いサービスの提供を目指す姿勢が示されているほか、保護者への支援も計画されており、一貫した支援体制の中で障がい児本位の施設運営が期待できる。
以前の指定期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日

## (2) 補正予算について (市民生活部)

### ○概要

市民生活部所管の事務事業に係る 12 月補正の内容について調査を行った。

#### 【認定こども園等施設整備事業費】 補正額 4,821 千円

##### (内訳)

##### ① 認定こども園等施設整備に要する経費

- ・認定こども園等施設整備補助金 △12,106 千円

幼稚園型認定こども園に移行する「さくら幼稚園」の新築に対する補助金で、工事費確定により減額補正するもの。

##### ② 幼保連携型認定こども園等施設整備支援事業に要する経費

- ・幼保連携型認定こども園等施設整備支援補助金 16,927 千円

(合併特例債 16,000 千円、一般財源 927 千円)

認定こども園を整備する民間事業者に対し、初期投資の軽減と安定的な運営を支援するため、国庫補助の制度に加え、市独自で上乘せ補助することにより、持続的な教育・保育の一体的な提供と待機児童の解消を図るもの。

【事業主体】 学校法人さくら学園

【事業内容】 認可幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行するため、新たな施設を平成 28 年度事業で新築し、平成 29 年 4 月 1 日開所予定。

定員 180 名 (幼稚園分：125 名、保育所機能分：55 名)

##### 【補助金の算出】

(千円)

制度補助金の 補助対象経費 A	制度補助金の 補助基準額 B	補助対象経費 C (A - B)	補助率 D	交付額 E (C × D)
110,270	87,700	22,570	3 / 4	16,927

#### 【放課後児童健全育成事業費】 補正額 22,443 千円

放課後児童健全育成事業費補助金

市内の民間児童クラブ 4 施設の運営に要する補助金。平成 28 年度子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正に伴うもののほか、補助メニューの拡大、新規事業者の追加もあり、それらを含めて増額補正するもの。

### (3) (追加議案予定) 工事請負契約の締結について

#### ○概要

12月定期議会において追加予定議案の「工事請負契約の締結」について、説明を受けたもの。

- 【契約名称】 (仮称) 新クリーンセンター建設工事
- 【契約方法】 随意契約
- 【契約金額】 9,898,200,000円
- 【契約相手方】 JFEエンジニアリング株式会社 東北支店
- 【随意契約について】

本工事については、性能発注であることから、技術評価及び入札価格の総合的な評価により落札者を決定する「総合評価落札方式」により一般競争入札を行った。

11月22日に開札を行ったものの、応札は1社で予定価格に達せず不調となった。

応札のあった業者は、基礎審査、提案技術内容のいずれも市が求めている水準を満たしていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」により随意契約としたもの。

#### ○所見

入札にあたり、公告時点でのストロカ方式の複数の工事实績のある事業者は4社あったが、結果、応札は1社で随意契約となった。

26年度から5回にわたる総合評価の技術審査委員会を開催し、「応札者の技術提案書は市が求める水準を満たしている」との判断である。

しかし、約100億円にのぼる工事の事業者が競争性のない随意契約とならないよう、発注者の更なる研究と努力が必要である。

### (4) 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情書について

#### ○概要

宮城県保険医協会から提出された「「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情書」について、制度見直しによる本市の影響等を執行部に確認した。

その後、委員にて取扱いを協議した結果、国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計の収入を確保し、今後も安定的な運営を目指すためには、負担増という考えが必要と

理解しつつも、一方で市民負担の増も考慮しなければならないことから、今回は意見書を提出することで決定した。

## (5) 補正予算について (医療局)

### ○概 要

医療局所管の事務事業に係る 12 月補正の内容について調査を行った。

### ○収 入

【宮城県救急患者退院コーディネーター事業補助金】 補正額 1,369 千円 (県補助金)

急性期を脱した救急患者の円滑な転所・転院ができるように、救急医療用病床を有効活用することを目的とした事業内容となっている。

登米市民病院では、平成 22 年度から継続して事業を実施している。

【重症心身障害児者医療型短期入所病床確保事業受託金】 補正額 1,640 千円

(県受託事業)

在宅の重傷心身障害児等について、医療ケアの可能な保育所や障害福祉サービス事業所が限られており、全てのニーズに対応できていないことから、その需要に応じるため、病院や診療所で医療短期入所の病床を常時確保する事業内容となっている。

なお、本事業は、県から米谷病院が事業受託し平成 28 年 10 月から開始しているが、県内の医療施設としては初めての取組となっている。

【がん診療機能促進事業受託金】 補正額 948 千円 (県受託事業)

がん診療連携拠点病院がない地域において、がん診療の中核的役割を担っている病院が県からの受託によって実施する事業で、がん患者家族の医療相談支援や地域の医療従事者に対する緩和ケア研修などを実施している。

登米市民病院では、平成 21 年度から継続して事業を実施している。

## (6) 米谷病院建設事業について

### ○概 要

米谷病院建設地から砒素等が検出された件について、平成 28 年 9 月 16 日の調査に引き続き、汚染土壌の処理方針の考え方を調査したもの。

【9月16日以降の経緯】

月 日	内 容
平成28年9月26日	宮城県石巻保健所から汚染土壌対策と処理方法について指導
平成28年11月19日	地下水調査結果報告書を受理 ※病院近隣（東側）の駐車場にある井戸水（現在は使用していない）を採取し水質結果を行った結果、砒素、六価クロムともに国の地下水基準値以下であった。
平成28年12月2日	汚染土壌の原因特定調査結果報告書を受理 ※盛土と原地盤が識別され、「原地盤」の土壌からも国の基準値を超える砒素が検出されていることから、「自然状態の地層にもともと蓄積されていたもの」と推定されるとのことであった。

【汚染土壌の除去、処理方法について】

- ① 新病院建物範囲から発生する汚染された残土は、最終処分場へ搬出し、適正に処理を行う。なお、最終処分場は、秋田県と岩手県の2箇所調整中。  
また、建物下にある汚染土壌は、土壌汚染対策法に基づき、建物のコンクリート基礎等により直接摂取を防止する。
- ② 外構等のその他の範囲の汚染土壌は、土壌汚染対策法に基づき、盛土やアスファルト舗装等により直接摂取を防止する。

【汚染土壌等処理スケジュールと費用積算について】

- ① 汚染土壌等除去に関するスケジュールについては、山留工事～汚染土壌除去、埋戻し～杭工事等まで、5～6ヶ月程度の日数を要する見込みである。
- ② 汚染土壌等の処理費用については、処理方法による費用、搬出先の調整結果等を踏まえ、2月定期議会での補正予算提案に向けて算定中とのこと。

○所 見

汚染土壌の処理について、方針や予算、スケジュールが決まり次第、委員会に報告されたい。

(7) 委員会報告について

○概 要

本定期議会における委員会報告書について、内容及び所見の確認を行った。

## 教育民生常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間 平成 29 年 1 月 13 日（金） 午前 10 時 13 分～午後 0 時 6 分
2. 場 所 登米市役所迫庁舎 第 2 委員会室
3. 事 件
  - （1）米谷病院建設事業について
  - （2）登米市医学生奨学金等貸付条例の改正について
4. 参 加 者 委員長 關 孝、副委員長 熊谷 和弘、  
委 員 浅野 敬、佐々木 一、佐藤 尚哉、伊藤 栄、田口 政信、  
相澤 吉悦  
  
(医療局) 医療局長兼登米市民病院長 松本 宏、  
次長兼経営管理部長兼登米市民病院事務局長 大森 國弘、  
総務課長兼登米市民病院事務局次長 千葉 裕樹、  
総務課課長補佐 武田 康博、  
企画課長兼登米市民病院事務局次長 阿部 桂一、  
企画課企画係長 遠藤 林市、  
医事課長兼登米市民病院事務局次長 照井 正樹、  
米谷病院事務局長兼上沼診療所事務局長 阿部 裕、  
豊里病院事務局長兼豊里老人保健施設事務局長兼津山診療所事務局  
長兼登米市訪問看護ステーション事務局長 菅原 登、  
登米診療所事務局長兼よねやま診療所事務局長 本間 利政  
  
(建設部) 部長 中津川 源正  
  
(事務局) 主査 主藤 貴宏
5. 概 要（別紙のとおり）
6. 所 見（別紙のとおり）

(別紙)

## (1) 米谷病院建設事業について

### ○概要

米谷病院建設地から砒素等が検出された件について、これまで2回調査をしてきたが、今回、汚染土壌の処理方針が決定したことから、考え方等について調査したもの。

#### 【汚染土壌の搬出先と概算数量について】

区分	搬出先 (最終処分場)	単価 (税抜) 処理費用+運搬費	概算数量	備考
汚染土壌(ガラ無し)	岩手県一関市	45,900 円/m <sup>3</sup>	3,000 m <sup>3</sup>	通常、ガラあり・なしで4,000円程度の差だが、運搬費用の距離による違いによるもの
汚染土壌(ガラ混合)	秋田県大館市	59,400 円/m <sup>3</sup>	2,150 m <sup>3</sup>	
計			5,150 m <sup>3</sup>	

※ 概算数量の5,150 m<sup>3</sup>には未調査部の面積も含まれていることから、最大値となる。  
なお、最終的に精算し数量を確定する。

#### 【汚染土壌等処理費用について】

##### 《工事費》

- ・汚染土壌処理等に係る追加費用 514,580,000 円 (税込)  
(内訳)
  - ① 汚染土壌処理費 (調査費含) 360,947,000 円
  - ② アスベスト処理費 39,420,000 円
  - ③ 現場管理費等 114,213,000 円

##### 《工事管理業務委託費》

- ・汚染土壌処理等に係る追加費用 7,576,000 円 (税込)

全体事業費は、当初、医療機器も含めて40億円程度と想定していたが、今回の汚染土壌等の処理費用に係る工事費及び管理業務委託費の増に伴い、現契約請差等の清算も含め約3億5,000万円の増となる見込みである。

#### 【今後のスケジュールについて】

汚染土壌処理は約5～6カ月程度の日数を要する見込みであり、その結果、開院が約1年(平成31年2月～3月)遅れる形となる。

## ○所 見

汚染土壌の処理方針が示された。処理には6カ月程度を要する見込みであり、開院が約1年（平成31年2～3月）遅れる見通しである。

汚染土壌等の処理費用に約5億1,400万円（アスベスト処理費 3,924万円、現場管理費等含）が見込まれる。企業債による財源措置となることから、大きな負担となる。今後、新たな建設事業を計画する場合には、予定地の土壌汚染の有無について事前調査を行い、建設地を決定すべきである。

市立病院中長期計画について、開院時期の変更、事業費の増額に伴う財政計画の見直しが必要なことから、今後、委員会に示されたい。

## (2) 登米市医学生奨学金等貸付条例の改正について

### ○概 要

登米市病院事業に勤務する医師の確保を目的として、平成19年3月に登米市医学生奨学金等貸付条例を制定し運用している。

しかしながら、近年、専門医の取得や市立病院等の診療科が希望する診療科とマッチしない等の理由により奨学金を辞退した方がいること。また、奨学金を貸与された方の多くが専門医を希望している状況にあっては、当初の目的を達成することが非常に厳しい状況になっていることから、条例を改正するにあたり、その考え方について調査したもの。

### ○改正の内容

奨学金償還免除の要件について、現行制度では「必要勤務期間、医師として市立病院等の業務に従事したとき」と規定しているが、現在、奨学金を貸与されている方の多くが専門医を希望している状況を踏まえ、「連携医療機関等の業務に従事したとき」を要件に加えるもの。

これは、奨学金を貸与された者が専門医を取得する等の理由により、他の医療機関等に勤務した場合であっても、勤務先の医療機関等から登米市病院事業に診療応援をもらうことを想定しているもので、このことによって当初の目的である常勤医師の確保に加え、診療体制の強化・維持を図るための非常勤応援医師の確保につなげるもの。



## ○所 見

現在まで 23 名が貸与を受けているが、5 名が辞退し勤務は 1 名に止まっている。

医学生とのヒヤリングの中でも専門医の希望が多く、現制度では今後、当初の目的である市立病院での勤務は非常に厳しい状況にある。

改正案では、専門医を取得する等の理由により、他の医療機関に勤務した場合であっても、勤務先の医療機関等から週 2 回、別の医師の診療応援をいただくことで、診療体制の強化と維持を図るとしている。

本人の市立病院の勤務については、月 1 日、最終は 1 年としているが、奨学金の貸与額に見合った勤務期間の検討が必要である。

また、「連携医療機関」に想定される石巻日赤病院、東北医科薬科大学病院、東北大学病院との具体的な協定が必要であり、医学生奨学金制度の当初の目的である市立病院での勤務を最大限担保できる制度改正でなければならない。

これらの課題について再検討し委員会に示されたい。